

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	北広島市 (01234)
地域名 (地域内農業集落名)	北広島地区 (西の里、北の里、大曲、中の沢、共栄、東の里、富ヶ岡、南の里、輪厚、仁別、三島、島松)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,388.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	1,388.2 ha
② 田の面積	396.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	991.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	44.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	292.5 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	599.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	236.6 ha

(備考)

⑤について、区域内に特定することができないため、引き受ける意向のあるすべての面積を記載。区域内の農用地等面積に遊休農地2.9haを含む。

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・本市の農業は、水稻、酪農、野菜等を基幹作物として振興を図ってきており、道央圏における食料基地として重要な役割を担っている。
 ・都市化の進展に伴う営農環境の変化や離農、高齢化等による農地の遊休化、荒廃化が懸念され、農業後継者の育成・確保が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・都市近郊という立地条件を活かし、有利販売の見込める品目の生産について地域として取り組む。
 ・担い手については、離農や規模縮小する農家の農地を借受けたり、耕作放棄地を解消することで経営規模拡大を目指し、規模拡大により生産性を向上させるとともに、生産コストの縮減を図る。
 ・酪農等の畜産農家においては自給飼料の割合を高め飼料費の縮減を目指す。
 ・親元就農を目指す農業後継者、及び新規就農者に、地域、関係機関とともにフォローアップを行い、将来的には地域の後継者として育成する。
 ・担い手と連携する者(兼業農家や自給的農家へ縮小する農家)は、農地の貸付け、農作業等の役割を担うほか、知見を生かした技術的指導や助言を行う。
 ・経営管理の高度化や、安定的な雇用の確保が期待される農業経営の法人化を推進する。
 ・グリーンツーリズム、6次産業化、農商工連携等の地域資源を活用した取組を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手に対する農用地の利用(農作業受託面積を含む。)の集積に関する目標を80%程度とし、基本的には市内の認定農業者及び認定新規就農者の受入れ促進で対応する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	69	%	将来の目標とする集積率
			80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手に対する農用地の集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農業委員会、農業協同組合、道央農業振興公社等の関係機関と連携し、市内の担い手への農用地の集積を進めるとともに、市内での引き受けが難しい場合には、入作希望の認定農業者等の受入れも含めて対応する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
担い手への農地集積を推進するためには、農地所有者の営農意向に関する情報の一元化が有効であるため、農業委員会、農業協同組合、道央農業振興公社等の農業関係機関との連携を密にして受け手の農地引き受けを円滑に進めるとともに、地域の実情に応じた農地中間管理機構の機能活用を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、農用地の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者制度、認定新規就農者制度の認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業改良普及センターや農業協同組合、道央農業振興公社等の農業関係機関と連携して研修・指導、相談対応等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業委託の取組は進んでいないが、農業従事者数の減少による労働力不足が予想されることから、道央農業協同組合等の関係機関と連携し、実態に即した農作業委託の取組を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①エゾシカやアライグマの被害が拡大しないよう防止柵を設置を推進するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて広狹会と連携し捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②化学農薬・化学肥料の価格高騰に対応するため、生産性に配慮しながら、地区の実情に即した減農薬・減肥料の取組を進める。
- ③農作業の効率化や生産コスト、環境負荷の低減につながるスマート農業技術について、農業者や農業関係機関と連携して地区の実情に即した取組を進める。

